

ラオスの刑事事実認定を巡る状況

～ラオスにおける刑事事実認定の適正化に向けて必要な方法論の一考察～

JICA長期派遣専門家

伊藤 淳

1 はじめに

「事実認定は刑事裁判の生命線である。」という言葉聞いたことがあるだろうか。小職がこの言葉を初めて聞いたのは司法修習生の頃であったと記憶しており、小職自身は、その意味について、「刑事裁判（刑事司法手続）は犯罪の存否を証拠により認定し刑罰をも与える国家作用であるところ、死刑すら科すことが可能な我が国の刑事裁判においては、その判断（結論）の前提となる事実は常に適正に認定されなければならない、適正な事実認定がなされないと、無辜の処罰や真犯人が処罰を免れるなどの不正義が生じ、刑事裁判（刑事司法）が国民の信頼を失い成り立たなくなる。」などと理解している。

小職は、2006年10月に検事に任官し、その後、各地の地方検察庁で捜査・公判の実務を経験した後、2016年4月に法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）教官となり、2017年7月から、独立行政法人国際協力機構（JICA）がラオスにおいて実施する法制度整備支援プロジェクト¹の長期派遣専門家としてラオスの首都ビエンチャンに駐在し、ラオスの司法関係者と共に、主に、ラオスの刑事司法実務の改善やラオスの法学教育・法曹養成研修²・継続的実務研修³（刑事分野）の改善に向けた活動をしている。小職は、日本の検事として捜査公判の実務を担当していた際、上記「事実認定は刑事裁判の生命線である。」の意味（重要性）を認識させられることがたびたびあったが、まさか日本から遠く離れたラオスでこの言葉の意味を考えることになるとは想像もしていなかった。しかし、2018年7月に開始した本プロジェクトが、「ラオスにおける刑事事実認定の適正化」を目標とし、「ラオスの刑事事実認定理論」と「ラオスの刑事事実認定理論を習得するためのトレーニング方法」を確立することを目的とした活動をするようになったことから、小職は今、ラオスの刑事司法関係者とこの言葉を共有しながら、どのようにすればこの言葉の意味、すなわち、ラオスにおける刑事事実認定が適正に行われるようになるかについて、日々頭を悩ましている。

本稿では、このような本プロジェクトが現在取り組んでいる「ラオスにおける刑事事実

¹ 2003年5月から2008年3月で実施された「法整備支援プロジェクト」、2010年7月から2014年7月まで実施された「法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1」（以下「フェーズ1」という。）、2014年7月から2018年7月まで実施された「法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2」（以下「フェーズ2」という。）、2018年7月から5年間の活動予定で実施中の「法の支配発展促進プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を指す。

² 2015年に設立された国立司法研修所（NIJ）での法曹一元研修を指す。NIJの設立経緯や研修内容等については、本誌72号（2017年9月号）「ラオスの法曹養成制度改革」を参照されたい。

³ 主に、ラオス最高人民裁判所研修所での裁判官等に対する研修、ラオス最高人民検察院研修所での検察官等に対する研修を指すが、ラオス弁護士会が実施している弁護士に対する研修を指す場合もある。

認定理論及びそのトレーニング方法の確立」について、その活動を始めた経緯及び活動内容を、小職が認識しているラオスの刑事事実認定の問題点と共に報告させていただきたい。

なお、本稿の意見にわたる部分は小職の私見であり、小職の所属機関（法務省）やJICAの公式見解ではない。

2 活動の経緯について

まず、本プロジェクトが、刑事事実認定を含むラオスにおける「事実認定の適正化（改善）」を始めた経緯について背景も含めて簡単に紹介したい。

ラオスでは、現在⁴、フェーズ1、フェーズ2に引き続き、本プロジェクトが5年間の計画で実施されている。本プロジェクトでは、これまでのプロジェクトの成果を土台として、引き続き、関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学）をラオス側の実施機関とし、ラオスの法・司法分野の中核人材が、基本法令の法理論の構築研究、同理論に基づく運用・執行、法令及び実務の改善の各能力を身に付け、研究成果を同分野の関係者に共有するとともに、持続的な活動実施を具体化し、法学教育・法曹等養成の担当者が質の高い法律実務家を養成する能力を身に付けることを目標としている。そして、本目標に関する達成すべき成果の1つとして、法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修が相互に連携し、一貫性のあるカリキュラムが整備されるとともに、効果的な教材と教授方法が研究され、活用されることを目指している⁵。

法学教育、法曹養成研修及び継続的実務研修は、フェーズ2で初めて取り組んだテーマであり、フェーズ2では、法学教育機関・法曹養成等研修機関における教育・研修カリキュラムの見直し等を行ったほか、模擬裁判や事実認定起案のための演習教材として、民事事件及び刑事事件を題材とした模擬事件記録教材⁶を作成した。そして、フェーズ2では、模擬事件記録教材を法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の現場で有効活用してもらうべく、法学教育・法曹養成等研修機関の講師（ラオス国立大学教員、NIJ教員、最高裁研修所講師、最高検研修所講師）を対象とする模擬事件記録教材の普及セミナー⁷等を実施した。もともと、これらの普及セミナー等によっても、その後、ラオスの法学教育・法曹養成等の現場において模擬事件記録教材を利用した教育や研修は進まなかった。その理由を探るべく、小職を含む本プロジェクト専門家において、前記教員や講師に模擬事件

⁴ 本稿を執筆している2019年1月当時。

⁵ 本プロジェクトの活動概要については、本誌76号（2018年9月号）の拙稿「ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」を参照されたい。

⁶ 日本の司法研修所等で事実認定演習教材等として利用されている「白表紙教材」を参考にして、ラオスの民事・刑事事件の確定記録を題材に教育研修目的で若干の加工を施して作成した教材。模擬裁判や事実認定起案以外にも様々な利用方法を想定していることなどから、フェーズ2においては、事件記録をまとめた教材及び利用方法の参考例を箇条書きにした冊子を作成したものの、模範解答例や模範解説例（指導要領、ティーチングマニュアル）までは作成していなかった。

⁷ 2018年5月及び6月にビエンチャン首都で実施。模擬事件記録教材の作成経緯や目的、一般的に想定される利用方法の紹介の他、作成したメンバー（フェーズ2の教育研修改善サブワーキンググループ（SWG）のメンバー）による模擬講義も実施。

記録教材の利用状況（教育研修現場での利用方法）等について尋ねると、演習教材として利用してみたい気持ちはあるが、模範解答例や模範解説例がないことから、普及セミナーで例示された事実認定演習教材としての利用方法が具体的にわからない（教授方法のイメージができない）旨の回答が少なからず寄せられた。そして、本プロジェクト専門家において、現場の教員や講師からのこのような回答も踏まえてより詳細に模擬事件記録の教育研修現場における有効活用・普及が進まない理由を分析していったところ、ラオスでは、事実認定に関する理論的検討やトレーニングが各法学教育機関や法曹養成等研修機関において十分に行われているとは言い難く、このことが模擬事件記録教材の教育研修現場での有効活用・普及の妨げとなっているのではないかと仮説に辿り着いた⁸。そのため、本プロジェクトは、模擬事件記録教材の有効活用・普及の検討に先立ち、ラオスにおいていまだ体系化した形で存在しない事実認定理論及び事実認定のトレーニング方法を確立し、司法関係者に周知することが必要であると考えた。このような経緯から、本プロジェクトは、ラオス司法分野が抱える課題の一つとして「事実認定の適正化（改善）」を意識し、その必要性を検討するべく、本プロジェクト開始直後から、ラオス側関係者及び日本側関係者と意見交換等を行い⁹、同時に、担当専門家においてラオスにおける事実認定の状況に関する調査を行った¹⁰。そして、本プロジェクトは、上記協議や調査等を踏まえて、ラオス側との間で、刑事分野の事実認定に関し、2023年7月の本プロジェクト終了までの間に

⁸ ラオスでも、主に継続研修の現場では、実際の事件記録（確定記録）を研修生に配布した上で研修生に判決起案や意見書起案をさせる研修（起案演習）は行われている。もっとも、ラオスの法学教育、法曹養成研修等の現場では、これらの教育研修にあたり、事実認定に関する共通の知識や技術（理論）をベースにした模範解答が作成されることや、研修生らに共通して身に付けさせるべき事実認定に関する知識や技術を整理した模範解説例（指導要領、ティーチングマニュアル）が作成されることもなく、個々の教員や講師が、当該事件の判決書や意見書自体を模範解答のように用い、個々の知識や経験に基づいた独自の教授方法にもとづいて指導教育を行っており（個々の教員や講師ごとに演習で利用する事件記録が異なることも多く、演習後の教員講師間の情報共有もほとんどない。）、その結果、学生や修習生や若手法律実務家は事実認定に関する共通の知識や技術を身に付けていない状況が存在する。小職を含む本プロジェクト専門家は、このような教育研修が一般的に行われている状況から、ラオスの法学教育・法曹養成研修等現場の教員や講師は、法律実務家が最低限身に付けるべき事実認定の知識・技術やトレーニングについて具体的に認識することができず（認識せず）、そのことが、教員や講師において、法律実務家に必要な事実認定の知識・技術を身に付けさせるために有効である模擬事件記録教材の具体的な利用方法が理解できず（イメージできない）、同教材の有効活用・普及が進まない原因の一つではないかと推測したものである。

⁹ 毎月実施される本プロジェクトの運営委員会メンバー（カウンターパート機関における局長級職員）との協議（MC会議）だけでなく、合同調整委員会メンバー（各機関における副大臣、副長官、副学長）との協議（2018年11月実施の本プロジェクト開始式や同年12月実施の本邦研修における意見交換）なども利用してラオス司法分野の指導的立場と協議を行うと共に、日本側関係機関（JICAやICD）や国内支援委員会（AG）の先生方との協議も行った。また、これら以外にも、2018年11月に前記プロジェクト開始式に引き続き、本プロジェクトに所属する全てのメンバーを対象とする事実認定に関する講義や本プロジェクトの教育研修改善SWGメンバーやラオス法学教育機関・法曹養成等機関講師を招いて模擬事件記録を利用した模擬講義セミナーなども実施し、ラオス司法分野の一般職員や法曹実務家、法学教育・法曹養成研修等機関の教員や講師とも意見交換を行った。本プロジェクトはこれらの活動を通じてラオス側の事実認定改善の必要性に関する認識を探った。

¹⁰ 筆者はプロジェクト関係者に対するインタビューを中心にしてラオスにおける刑事事実認定に関する調査を行った。その結果をまとめたものが「刑事裁判における事実認定の重要性及び事実認定のルールの必要性」（別添1）である。

以下の活動を行うことで合意した。

3 ラオス側と合意した刑事事実認定に関する活動概要について

(1) ラオスの刑事事実認定に関する状況

次に、本プロジェクトにおける刑事事実認定の適正化に関する活動内容を紹介したいと考えるが、その前提として、ラオスの刑事事実認定に関する状況を簡単に説明したい（詳細は別添1を参照されたい。）。

ラオスの刑事実体法（刑法）は制定法（刑法典¹¹）として存在する。ラオスの刑事訴訟手続は職権主義構造で、陪審制や参審制を採用していないため裁判官が最終的な事実認定権者である。そして、ラオスの刑事手続の目的¹²は、犯罪の予防、国家・集団・人民の権利保障、社会的安全及び公共の秩序維持とされる。上記特徴を有するラオス刑事手続においては、裁判官が、捜査機関が収集し検察院が起訴した事件について、証拠を検討して認定した事実に対し、刑法典の条文を適用して判決を下すことで、犯罪の予防（社会的安全）、人権保障、公共の秩序維持を図ることを目指していると考えられる。

そして、ラオスの刑事手続では、事実認定の基礎となる証拠に関して、証拠法を定めた規定自体は刑事訴訟法上に存在するものの、刑事手続において証拠を適切に取り扱うための理論、すなわち証拠法理論が存在しない¹³。さらには、刑事手続において収集された証拠を適切に評価するための手法（事実認定理論やその技術）も存在しない。そのため、ラオスでは不適切な証拠収集及び事実認定がなされることも多く、その結果として、適切でない判決¹⁴が多く出され、国民の司法に対する信頼が損なわれている状況が存在する¹⁵。そして、ラオス側も、上記刑事事実認定に関する状況に対して問題である

¹¹ ラオスでは2018年10月に新刑法典が公布（施行）された。

¹² ラオス刑事訴訟法1条参照。

¹³ この課題（ラオスの証拠法理論の確立）には、本プロジェクト刑事法SWGが取り組む予定である。

¹⁴ ラオス側の主たる問題意識は、結論が適切でない判決というよりも、結論を導いた理由が論理的でない判決であった。また、ラオス側は、判決だけでなく、検察官や弁護人や警察官ら刑事司法関係者が作成する意見書や報告書も適切ではないとの問題意識を持っている。

¹⁵ ラオス側と共有している、「ラオスにおける刑事事実認定の問題点」の詳細は、以下のとおりである。すなわち、ラオスの刑事手続においても、刑事司法関係者（裁判官だけでなく検察官、弁護士、警察官等）も事実認定作業、つまり、存否が問題となる事実関係の有無を証拠により決することは、日本や諸外国と同様に皆行っている（証拠裁判主義が実践されている。）。もっとも、①ラオスには刑事事実認定に関する理論（刑事司法関係者の間で共有すべき考え方）が存在しないため個々の刑事司法関係者が自らの経験・知識のみに基づき、バラバラの基準に基づく事実認定を行っている。つまり、実務経験豊富な者は合理的な事実認定をするが、実務経験がない者又は不十分な者は合理的とはいえない事実認定をしている状況が認められる。さらに、②ラオスでは、法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の各課程において、体系的に整理された刑事事実認定理論に基づいた思考方法、表現方法の教育研修が行われていないため、個々の事件を担当した裁判官等は自らが行った各事件における事実認定の結果を適切な形で判決や意見書等に示すことができない。つまり、事実認定を行った本人以外（事件を担当していない第三者）には適切な事実認定が行われたかが正確に理解できず、控訴審や破棄審で適切な審理ができないなどの状況も認められる。

と認識しており、改善に向けた意欲も高いと言える¹⁶。

(2) 刑事事実認定改善に関する活動内容及び計画

本プロジェクトは、ラオスにおける刑事事実認定に関する上記状況（問題点）を踏まえて、2018年12月末時点で、ラオス側と以下の活動を行うことを合意した。

① ラオス独自の刑事事実認定理論の確立

本プロジェクトは、ラオスには未だ体系的な形で存在しない刑事事実認定理論の確立のために、既に体系的な形で刑事事実認定理論が存在する日本の刑事事実認定理論を参考にしながら、ラオスの刑事訴訟法理論及び刑事司法実務に基づいたラオス独自の刑事事実認定理論の確立を目指すこととした。全てのラオス刑事司法関係者に共有されることが理想であることから確立したラオス独自の刑事事実認定理論の内容を最終的に教科書のような形でまとめることも考えている。

本プロジェクトは、上記ラオス独自の刑事事実認定理論確立のための活動におけるポイントは2つあると考えている。1つ目は、ラオスの刑事事実認定と日本の刑事事実認定にはそれほど大きな相違点はないということである。前記の通り、小職は本活動を開始するに当たりラオスの刑事事実認定実務に関する調査を行っているが、その際にもっとも強く感じたことは、ラオスの刑事司法関係者（その中でも実務経験が豊富な者）が行っている事実認定は日本の刑事事実認定理論にもとづく事実認定と大きく異なることはないというものである¹⁷。2つ目は、ラオスの刑事事実認定理論はラオスの刑事司法の現場で利用することが可能なものでなければならず、確立されるべきラオスの刑事事実認定理論は日本の刑事事実認定理論を参考にしつつも、飽くまでもラオスの刑事訴訟法理論及び刑事司法実務に基づいたものでなければならないということである。そこで、本プロジェクトは、ラオス独自の刑事事実認定理論を確立するにあたっては、刑事事実認定理論が体系的な形で存在する日本の刑事事実認定理論を参考にして比較対照することで、ラオスの法理論及び実務に基づいた独自の刑事事実認定理論を確立することが可能であり、適切と考えている。本プロジェクトは、上記考えにもとづき、今後のプロジェクト活動に利用するために、日本の刑事事実認定

¹⁶ ラオス側と共有している、「ラオスにおける刑事事実認定の問題点を改善する必要性」の詳細は以下の通りである。まず、刑事裁判を含む全ての司法的解決を要する紛争において「事実認定」作業は非常に重要である。紛争の司法的解決には、事実認定作業以外に、「当該紛争で適用される法律の規定を選定する作業」及び「認定した事実を選定した法律の規定に当てはめて結論を出す作業」も必要となるが、事実認定作業を適切に行わないとその他の二つの作業を適切に行うことはできない。その意味でこの「事実認定」作業は非常に重要であるところ、この重要な「事実認定」を適切に行うためには、「刑事事実認定理論」を確立する必要がある。その理由は、①刑事事実認定理論が確立されないと、十分な経験を積んでいない若手刑事司法関係者が適切な事実認定ができず、不適切な事実認定をする可能性が高くなる、さらに、②刑事事実認定理論が確立されないと、刑事司法関係者が適切な事実認定結果を判決や意見書に示すことができず、第三者には事実認定が適正に行われたか判断することができなくなるからである。その結果、司法への国民の信頼が失われ、ラオスが目指す「法の支配の確立」が阻害されることにつながる。

¹⁷ 供述証拠よりも客観証拠を重視した事実認定を行う（供述証拠には信用性判断に困難性を伴う）ことや、供述証拠の信用性判断の枠組みなどである。

に関する参考文献等をもとに別添1「刑事裁判における事実認定の重要性及び事実認定ルールの重要性」(参考)をまとめ、日本側関係者だけでなく、ラオス語に翻訳したものをラオス側関係者にも配布している。本プロジェクトは、今後、この資料等を参考にしながら、ラオスの刑事訴訟法理論や刑事司法実務を調査し、ラオス側及び日本側と意見交換しながら、ラオス独自の刑事事実認定理論を確立し、教科書の形にまとめて普及したいと考えている。

② ラオス独自の刑事事実認定理論の普及

本プロジェクトは、ラオス独自の刑事事実認定理論の確立に加えて、この普及のために、同理論に関するトレーニング方法の確立も目指すこととし、具体的な活動内容として、実務上よく問題となる刑事事実認定上の論点¹⁸に関する事例問題集(別添2参照)の作成、及び、フェーズ2でも作成した模擬事件記録教材(事件記録をまとめた教材だけでなく、教員・講師が利用する模範解答例や模範解説例・指導要領を含む。)を新たに作成し、普及することを考えている¹⁹。

本プロジェクトがラオスの刑事事実認定の適正化(改善)に当たり、刑事事実認定理論の確立(教科書の作成)だけでなく、あえて、そのトレーニング方法の確立(事例問題集や模擬事件記録教材の作成・普及)も活動内容の一つとして挙げた理由は、事実認定理論は純粋な法理論ではなく実務における「技術論」であり、技術は教科書等を読むなどして学ぶだけで身につくものではなく、トレーニングを一緒に行うことではじめて身につくものと考えているからである。そして、本プロジェクトは、トレーニングの効率性を考えて、初級レベルの演習教材だけでなく実践レベルの演習教材を作成する必要があると考え、事例問題集と共に新たな模擬事件記録教材を作成し普及することを考えている。

4 おわりに

以上、本プロジェクトが、今後5年間で取り組むべき刑事事実認定に関する活動概要について、活動経緯及びラオスの刑事事実認定の現状の問題点の概要とともに報告させていただいた。

本プロジェクトは、現時点で²⁰、ラオス側と日本側で「事実認定は刑事裁判の生命線である。」という言葉が共有され、また、日本とラオスの刑事事実認定に関する考え(理論)に大きな相違点もないと認識しており、刑事事実認定の適正化に向けた前記プロジェクト

¹⁸ 今後ラオス側と協議し実務調査を行って確定することになるが、日本側との協議では、①共犯者供述、②犯人識別供述、③被害者の供述、④被告人の自白、⑤近接所持、⑥殺意や薬物の認識などの主観的事実、⑦間接事実による犯人性の立証、⑧アリバイなどを検討するのが有益であるとの意見がでている。

¹⁹ フェーズ2で作成した模擬事件記録教材には、前記の通りの教育的理由などで模範解答例や模範解説例・指導要領(いわゆるティーチングマニュアル)を作成しなかったが、このことが一つの理由で模擬事件記録教材が教育研修現場に広く普及していない現状がある。この点を踏まえ、本プロジェクトでは記録教材だけでなく、事実認定理論を踏まえた模範解答例や模範解説例・指導要領も作成する予定である。

²⁰ 2019年1月当時。

活動を実施するための環境は整ったと考えている。しかしながら、本プロジェクトは、別添1記載の通り、日本とラオスでは法制度自体の違いや法理論の成熟度の違いなどから、刑事事実認定に関する考え（理論）や実務に様々な相違点が存在すると認識しており、今後プロジェクト活動を進めていく中でこれらの相違点が大小様々な問題となりえると推測している。担当専門家である小職は、この相違点をなるべく詳細に分析し、いまだ解明されていないラオスの刑事事実認定の問題点も調査研究して解明し、日本側とラオス側に共有して今後実施される両者の議論の際に生じるすれ違い（議論がかみ合わない状態）をなるべく小さく（少なく）し、プロジェクト活動が少しでも円滑に進むように鋭意努力したいと考えている。

「事実認定を適正に行う。」ことは刑事実務家が日々の業務で意識し、その実現に向けて日々頭を悩ませる事柄だと考える。一方で、小職がそうであるように、多くの刑事実務家は、刑事司法において事実認定が適正に行われていない状態とは具体的にどのような状態か、そのような状態が生じる原因が何であるか、さらにその状態を解決するためにはどのような方法が有効かということまで考えたことはないように推測する（少なくとも小職はそうであった。）。既に述べてきた通り、当プロジェクトは、今後、この問題に取り組んでいく予定である。法制度整備支援の長期専門家という立場だけでなく、一人の刑事実務家としても、非常にやりがいのある活動だと考えており、様々な方のご意見、アドバイスを頂戴して、より良い活動を行いたいと考えている。

刑事裁判における事実認定の重要性及び事実認定のルールの必要性(参考)

第1 事実認定とは何か

1 事実認定の定義

「事実認定」とは、ある事実の存否が問題となった時、証拠によりその事実の存否を決することである。

日本では刑事訴訟法317条がこれを規定し、ラオスでも刑事訴訟法183条¹(以下「ラ刑訴法」という)がこれを規定していると考えられる。

2 事実認定の重要性

日本では刑事裁判における「事実認定の重要性」について以下のように考えられている。すなわち、刑事裁判では常に適正な事実認定が行われ、罪を犯した者は相応の刑で罰され、罪を犯していない者は罰しないことにならないといけない。罰する必要がある者(罪を犯した者)が楽々と罪を免れるようであれば正義が失われ、秩序や治安の維持が侵害される。一方で、罪を犯していない者が罰せられると、人権が侵害され、同様に正義が失われる。これにより同時に、刑事裁判に対する国民の信頼も失われる。すなわち、間違った事実認定が行われると国民の人権が侵害され、正義が失われ、国民の裁判(司法)に対する信頼が失われて社会の秩序が乱れる。

以上の考え方は、ラオスにおいても、憲法上及び刑事訴訟法上、国民の人権が保障されていること(ラオス憲法6条、42条等)、(ラ刑訴法12条、13条、14条、15条等。)、刑事訴訟手続の意義として、「刑事訴訟手続とは、迅速、完全、包括的に犯罪を探求し、犯人に訴訟手続を受けさせ、法律を正しく、公正に適用し、犯人の法に従った処罰、犯人でない者の不処罰を保障するための、捜査機関、検察庁、裁判所その他の参加者による活動をいう」と規定されていることから当てはまる。そして、例えば、被告人が被害者数名を殺害した犯人かどうか争われている事件で、被告人が証拠に基づいて犯人と認められるかは、認められれば死刑等の重罰に処せられ、認められなければ処罰されないという、被告人には天国と地獄ほどの大きな違いがあり、被害者や家族、捜査に関わった人間にとっても、真犯人を被告人として処罰したかが大きな意味を持つことも想像できるはずである。

「事実認定は刑事裁判の生命である」は、日本でもラオスにおいても刑事裁判に関わるものであれば等しく認識を共有できるのではないかと思う。

以下では、日本で刑事裁判に関わる者が感じる適正な事実認定の困難性について、これがラオスにおいても当てはまるかを検討する。

¹「裁判所は、検察の長の起訴、当事者の申し立てを受理し、情報証拠及び公判審理の結果に基づき検討しなければならない」(ラ刑訴法183条)。なお、「情報証拠」及び「公判審理の結果」が具体的に何を意味するかは不明のため今後、調査の必要がある。

3 事実認定の困難性

適正な事実認定は容易ではない。これも刑事裁判に関わる者が皆、常日頃から感じているものである。

(1) 刑事事件における証拠の乏しさに由来するもの

「事実認定」は、過去に生じた出来事の痕跡（証拠）からある事実が存在するか存在しないかを推測するものである。つまり、過去の出来事を体験していない第三者が、その出来事の痕跡である証拠から推測することによって判断する作業をいう。

犯罪が発生すると痕跡が残る。例えば、殺人事件の死体、凶器、目撃者などがこれに当たる。もっとも、犯罪の痕跡、とりわけ誰が犯人であることを示す証拠が少ない事件は少なくない。犯罪が本来、秘密裏に行われ、犯人が誰であることを示す証拠を残さないように実行されるのが普通だからである。このように、刑事事件では、そもそも少ない証拠に基づいて過去に発生した事実の存在、不存在を推測しなければならないのであって、このことが事実認定の難しさの一つの原因となって、これは日本でもラオスでも同様に当てはまると言えよう。

(2) 供述証拠の信用性判断の困難性に由来するもの

犯罪の痕跡が人の記憶に残った場合（例えば、殺人事件を目撃した場合）、言葉によって再現され（報告され）、事実認定を行う者（裁判官等）に認識される。もっとも、人の知覚、記憶、表現には誤りが入りやすい。意識的に嘘の供述を行う場合もある。これに対し、物証（凶器等）の非供述証拠はその存在や状態が証拠となるため、客観的な判断が可能となる。偽造された証拠や保存状態が劣悪な証拠でない限り、判断を誤ることも少ない。「客観的証拠は供述証拠に優先する」というのは日本の刑事裁判関係者の共通認識である。そして、このような考えはラオスにおいてもおそらく妥当すると思われる。

もっとも、物証が多い事件は少ない。殺人事件の現場に残されていた凶器に被告人の指紋や体液が付着していたなどという事件であっても、事件とは別の機会に指紋や体液が付着した可能性が排除できなければ決定的な証拠とはならない。また、汚職事件のように、事件が起きたことすら、物証がなく関係者（贈賄者と収賄者）の記憶のみに記録されることもある。さらに、物証も供述証拠によって補完されることで事実認定との関係で意味を持つことが多い。例えば、現場に落ちていた凶器に指紋や体液が付着していた場合でも、指紋や体液に関する鑑定を行った鑑定人の説明があつてはじめて、事実認定に役立つ証拠となる。このように、刑事事件における事実認定は、供述証拠によって行われることが多いが、供述証拠は信用できるかの判断が極めて難しい。このことも事実認定の難しさの一つの原因となっている。そしてこの理由は日本だけでなくラオスにおいても当てはまると言えよう。

4 事実認定の基礎原理

(1) 証拠裁判主義

事実認定を証拠に基づいて行うという意味である。

かつて証拠に基づかず裁判を行うことがあった。例えば、被告人に熱湯へ手を入れてさせて火傷するかどうかで神の意思が判明するとして有罪無罪を決めるなどしていた。この反省の下で近代社会では証拠裁判主義が原則として採用されている。日本も刑事訴訟法317条において証拠裁判主義を採用している。

ラオスにおいてもこの原則が妥当することは前記第1記載のとおり。

(2) 自由心証主義

証拠が信用できるかを法律等で定めることはせずに裁判官の合理的な判断にゆだねるという意味である。

かつて証拠の証明力を裁判官に委ねず、例えば有罪と判断するためには自白が必要であるなどと法律で決めていた（これを「法定証拠主義」などと呼んでいる。）ことで、自白を獲得するために拷問が行われるなどしていた。この反省の下で近代社会では自由心証主義が採用されている。なお、裁判官が証拠の評価（事実認定）を勝手に行つてよいというものではなく、経験則や論理法則にしたがった合理的判断によること²が必要となる。

ラオスに自由心証主義を定めた規定はないが法定証拠主義を定めた規定もない。一方で、自由心証主義を制限する規定（ラ刑訴法36条3項, 44条4項）は存在する。また、複数の裁判官は、ラオスには証拠評価を規制するルールはなく、個々の裁判官が証拠を見て自らの経験と知識に基づいて結論を導く旨説明する。このような状況から、ラオスにおいても自由心証主義が妥当するものと思われる³。

5 事実認定の資料

(1) 証拠の意義・種類

「証拠」とは過去の出来事（犯罪）の痕跡で、事実認定の資料となるものである。ラオスにおいてもラ刑訴法27条⁴にその旨規定している。

また、「証拠」の種類について、日本では、証拠の収集方法によって人的証拠・物的証拠、適用される証拠法則によって供述証拠・非供述証拠、証拠調べの方法によって人証・物証・書証、証明対象によって直接証拠・間接証拠（間接証拠を「状況証拠」と言う時もある。）、実質証拠・補助証拠、証明の効果によって積極証拠・消極証拠に分類される。

² 後述する「事実認定の方法」で詳細検討するものであるが、このような考え方をラオス側との間でのように意識共有するかは気を付けて検討する必要がある。

³ 今後も実務の状況等を調査する必要がある。

⁴ 刑事事件における証拠とは、訴訟手続によって収集された真の情報であつて、捜査機関、検察院、裁判所が評価を行い、社会にとって危険な行為かどうか、個人の行為が犯罪かどうか、その他の事情の有無を判断する根拠として使用する、その訴訟事件の公正適正な審理判決に有益なものである（ラ刑訴法27条）。

一方で、ラオスでは、証拠の種類は、刑訴法上、物的証拠⁵・書証⁶・人的証拠⁷に分類され（ラ刑訴法28条1項）⁸、積極証拠・消極証拠（ラ刑訴法28条2項）に分類されているのみである。刑訴法上、供述証拠・非供述証拠、直接証拠・間接証拠、実質証拠・補助証拠という概念は存在しない。JICAプロジェクトにおいて以前作成したラオス刑事訴訟法に関するハンドブックにおいて「直接証拠・間接証拠」、「第一次証拠・第二次証拠」という証拠を定義し、具体例と共に説明をしているが、実務において適切な理解のもとで運用されているかは不明である。間接証拠という考えを理解せずに「間接証拠（状況証拠）による事実認定」という考え方を真に理解することは難しい。適切な事実認定を行う前提として、収集した証拠を適切に分類する理論（証拠法理論）が整理され普及されることが必要となると考える。

(2) 証拠能力（証拠法則）

ラオスには証拠方法を制限しない旨の規定（証拠自由の原則を定めた規定）は存在しない。日本と同様に、裁判で「証拠」として用いることができない証拠を法律で規制している。

日本では裁判で「証拠」として用いることができない証拠を証拠能力が認められない証拠と説明する。日本では、①当該事件と関係のない証拠を事実認定に用いることはできない（自然的関連性）、②当該事件と関係はあるもののその証拠を用いることで誤った判断や正義が失われる恐れのある証拠を事実認定に用いることはできないとされる（法律的関連性）。日本では、法律的関連性が認められない証拠について、違法な取調べにより得られた自白（自白法則。憲法38条2項、刑訴法319条1項）⁹や公判廷での反対尋問を経ていない供述証拠（伝聞証拠。刑訴法320条以下）¹⁰、さらには違法な手段で収集された証拠（違法収集証拠排除法則¹¹）などがこれに当たるとされている。

ラオスには、現状、裁判で「証拠」として用いることができない証拠を説明する言葉や理論は存在しない。もっとも、ラ刑訴法199条3項が、合議体は、公判に提出された証拠について、「正しいか」の判断以外に、「一致しているか」、「事件に関連し

⁵ 「物的証拠」とは、物体の痕跡、犯罪の道具として使用された、又は使用されようとした物であり、例えば、拳銃、ナイフ、指紋、血痕その他の事件にとって重要な意味を有するものである（ラ刑訴法30条1項）。

⁶ 「書証」とは、手紙、捜査記録、裁判所の活動記録、勘定書（財務記録）、図（図面）、写真、その他犯罪に関連する書類から得られたものを言う（ラ刑訴法32条）。

⁷ 「人的証拠」とは、犯罪に関連する、被疑者（プートゥクハー、プートゥクソンサイ）、被告人、証人、被害者、民事原告、民事責任者の証言、面割り、確認、専門家、熟練者の意見によって得られた証拠を言う（ラ刑訴法34条）。

⁸ 書証と人的証拠（特に供述録取書）の関係をどのように整理しているかは不明であり（伝聞法則と考えられる規定はない）、今後も調査が必要である。

⁹ 強制、拷問又は強迫による自白、不当に長く拘留又は拘禁された後の自白その他任意になされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

¹⁰ 反対尋問を経ていない供述証拠は原則として証拠とすることができない。

¹¹ 「違法な手続によって収集された証拠は裁判における証拠から排除すべき」という理論で、日本では憲法や刑訴法上に規定はないものの確立された判例理論として存在する。

ているか」を調べなければならないと規定し、この要件を満たさない証拠は事実認定に用いることができないとされているようである。また、ラ刑訴法36条3項が自白法則¹²を、ラ刑訴法42条が違法収集証拠排除法則¹³を規定しており、これらに違反して収集された証拠に基づく事実認定も認められないようである。これらのことから、ラオスでも日本と同様の、自然的関連性、法律的関連性という分類で検討する証拠能力に関する考え方は概ね妥当するものと推測される¹⁴。

6 事実認定の結果

(1) 挙証責任

日本もラオスも起訴権限は検察官のみが有する（刑訴法247条，ラ刑訴法154条）。そして、通常、訴訟では、権利の実現を求める者が立証責任を負うため、日本でもラオスでも検察官が立証責任を負うと考えられる。その結果、日本でもラオスでも検察官が訴追した事実について検察官が立証できない場合は、裁判所は当該事件について無罪判決を下すことになる（刑訴法336条¹⁵，ラ刑訴法208条1項2号¹⁶）。

(2) 事実認定に必要な証明の程度

日本では、刑事裁判において「疑わしきは被告人の利益に」との考え（利益原則，無罪推定の原則）が採用されている。そのため、日本では、公判である事実の存否が争われ、検察官・弁護人が立証を尽くした結果、検察官が訴追した事実について真偽不明の場合、その事実は存在しない（訴追した事実は存在しない）と判断されるのである。そして、日本では、事実認定を行う際に必要とされる証明の程度（検察官において事実の立証に成功したと考えられる証明の程度）は、通常、「合理的な疑いを容れない程度」とされる（最高裁判例をもとに確立した実務慣行）。この意味は、自然科学の実験に基づく論理的証明ではなく、反証を許すが、反証によっても合理的な疑いが残らない程度の証明までが求められる。日本には、この証明の程度が合理的であったことを第三者に説得的に説明する手段の一つとして後述する「事実認定の方法」が存在する。

ラオスにも、「刑事訴訟手続において、犯人であるとする裁判所の確定判決がまだない被疑者及び被告人は無罪とみなされる。」との規定が存在する（ラ刑訴法15条）が、この規定がいわゆる利益原則，無罪推定の原則を意味するかは不明である。実務

¹² 嘘，強制，脅迫，暴行，拷問その他適法ではない行為によって得られた被疑者又は被告人の自白は，事件における証拠として使用することができない（ラ刑訴法36条3項）。

¹³ この法律に違反する手段により得られた情報は，刑事事件の証拠とならない（ラ刑訴法42条1項）。刑事事件の証拠とならない情報は，法的効果をもたず，刑事手続の基礎として使用することができない（ラ刑訴法42条2項）。

¹⁴ ラオスの実務における証拠法則の運用状況を踏まえた証拠法理論の整理作業が今後必要となると考える。

¹⁵ 日本では，刑訴法336条において，「被告事件が罪とならないとき，又は被告事件について犯罪の証明がないとき，判決で無罪の言渡をしなければならない」と規定する。

¹⁶ ラオスでは，単に，第一審判決の種類として無罪判決が規定されているだけであり，どのような場合に無罪判決を下すかまでの規定はない。

において利益原則、無罪推定の原則が採用されているかも不明である。そして、ラオスでは、証明の程度について、「審理が完了し、事件の状況がすべて明らかになった場合」「すべての事項が明確かつ完全になるまで」（ラ刑訴法200条）と定めるが、どのような状況になればこの要件を満たすのかを明らかにする規定もなく、実務においても運用基準等はないようである。そのため、ラオスにおける事実の証明の程度について、日本と同様に「合理的な疑いを容れない程度」が妥当するかは不明である。そのため、今後、事実認定理論およびそのトレーニング方法確立作業を行う中で、ラオスにおいて求められる事実証明の程度も調査し整理する必要があると考える。

第2 事実認定の方法

1 「事実認定の方法」の必要性

適切な事実認定を行うことが刑事裁判にとってもっとも重要なことであるが非常に困難であることは既に述べた。しかも、事実認定とは、結局、個々の事件における証拠判断で、個々の事件がそれぞれ違うように、その証拠判断も異なるため、その方法の全てを一般化することはできない。

一方で、事実認定が全くルールに基づかずに個々の個別の判断（感覚）に基づいてなされることは、事実認定が恣意的なものとなる可能性が高まると共に、「適切な事実認定」ということを説明できないことになるために妥当ではない。事実認定とは、第三者が、過去の痕跡（証拠）をもとに事実の存否を推測により判断する作業であることから、結局、この作業を適切に行うということは、第三者による推論の過程を、その他の者に対し、説得的に説明する作業に他ならない。そして、他人に対し自己の推論過程を説得的に説明するにあたり、その他人との間で共通のルールが存在することは、その説明を説得的に行うために非常に有用であることは明らかである。そのため、日本には長年の刑事裁判での経験を踏まえて確立された事実認定に関するルールが存在し、これが法曹関係者の間で共有されている（法科大学院や司法研修所、実務機関の研修所において研修されている）。これに対し、ラオスにおいては刑事裁判の経験を踏まえたこのようなルールがいまだ確立していないと承知している。

適切な事実認定を行うために、事実認定に関する一定のルール（事実認定の方法）が確立され法曹関係者間で共有されることは必須であるといえる。以下は、日本において確立している各種のルールを紹介し、これらがラオスにおいて当てはまるかについて、今後の教育研修改善SWGの活動を通じて検討し、ラオスにおける実務での経験を踏まえてラオスにあった形でアレンジした上で導入し、法曹関係者の間で共有されるようにしたい。

2 供述証拠の信用性判断について

(1) 供述証拠の信用性判断に関する一般的考え方

犯罪の痕跡が人の記憶に残った時、そのことは言葉によって表現され、事実認定者（裁判官等）に認識される。犯行を目撃した人は、その知覚した内容を記憶にとどめ、

後に捜査官（警察官等）にこれを言葉で表現し、それが供述調書にまとめられ、あるいは、法廷で証人として証言することになる。この過程はラオスにおいても同様である（ラ刑訴法34条乃至40条）。

供述証拠が上記過程で収集される以上、知覚・記憶・表現・叙述のすべての過程で誤りが入る可能性がある。そこで供述証拠の信用性については物的証拠とは別の観点でその信用性を慎重に判断する必要がある、日本では概ね以下のような視点からその信用性を判断する。これらの視点が全てラオスの刑事司法現場においても妥当するかは不明であるが、ラオスにおいても導入可能なものは複数あると思われる。

ア 客観的証拠と整合しているか（矛盾しないか）

人が真実の話をしている場合、通常、その供述内容は他の客観的な証拠と一致するはずである。

イ 供述内容が一貫しているか（供述の経過に変遷がないか）

人が真実を述べているのであれば、通常、同じ事柄について時と場所によって供述内容が異なることはないはずである。

ウ 供述内容が具体的で迫真的で臨場感があるものか

人が真に体験していないことを供述する場合は、供述内容に具体性がなく、迫真性や臨場感も乏しくなることが多い。

エ 供述者と事件関係者の利害関係の有無

人は故意に虚偽の供述をすることもある（嘘をつくこともある）。このような危険がないかについては、事件や被告人、被害者と供述者の関係から判断することもできる。

オ まとめ

以上が供述一般における信用性判断の視点であるが、上記視点（ア、イ、ウ、エ）の全てを満たさないと供述を信用することができないという意味ではないことに注意が必要である。

また、供述の種類¹⁷によって、上記以外の視点から信用性を判断する必要があることについて、以下述べていく。

(2) 自白（被告人供述）の信用性判断について

日本では、自白について、「任意になされたものであればその内容が真実である可能性は高い。」と考えられる。その一方で、日本では、例えば、①身代わりや刑務所志願、より重い犯罪を隠すために疑われている犯罪を認めるなどのあえて嘘の供述をする場合や、②事件に多少なりともかかわった場合などに事件の衝撃から責任を感じ

¹⁷ ここでは、信用性検討を特に必要とする供述類型として、「自白」、「共犯者の供述」、「被害者の供述」、「第三者による被告人と犯人の同一性に関する供述（犯人識別供述）」を取り上げることにした。他に「専門家（鑑定人）の供述」についても供述の信用性検討における特殊性を指摘することもあり、ラオスにおいても、鑑定人の供述の信用性が問題となることが考えられるものの（刑訴法40条、刑訴法198条参照）、鑑定技術そのものが未発達なラオスにおいてはこのような問題が顕在化するのはいさ少し先のことになると思われるので、本報告メモでは取り上げることはしていない。

て自らが行っていない犯罪の内容まで認めてしまう場合、などもあることから、信用性の判断については、上記(1)ア乃至エ以外に、以下の視点からも検討を行うべきとされている。

ア 自白の動機が合理的なものか

自白は自らの犯罪を認めることであり、これを認めることは供述者が罪に問われる場合によっては死刑を含む罰則を受けることを意味する。このような自己に不利益となる供述をするには何らかの合理的な動機が存在することが通常である。

イ 秘密の暴露があるか

自白はまさに犯罪を行ったものが犯罪の内容を説明するものであり、真実を語っているのであれば、犯行の体験者でなければ語りえない迫真的なものとなるはずである。とくに、自白した供述内容の一部について、自白を聞いた時点において、捜査関係者が把握していない事実が含まれていて、自白後にその内容が裏付けられた場合には、その自白は信用性が高いと考えることができる。

(3) 共犯者供述の信用性判断について

共犯者が犯罪を認める供述をした場合、その内容は、共犯者自身の自白となると同時に、一緒に犯行を行った者の犯罪を証明する証拠ともなる。共犯者の供述は、その信用性が認められた場合、非常に証拠価値が高いと言える。一方で、共犯者の供述の信用性判断は、例えば、共犯者には自分の刑事責任を免れ軽減させることを願って、関係のない又は関係の薄い仲間を引きずりこむ恐れ（動機）があること、あるいは、共犯者には真の共犯者（組織の上位者等）を隠して責任を別の関係のない者に転嫁する恐れ（動機）があること、さらに、共犯者自身が犯行を体験し、犯行を認めていることが多いため、事実と嘘をまじえた供述をすることが比較的容易であることなどの理由が考えられる。そのため、日本では、共犯者の供述については、上記(1)ア乃至エの観点で信用性判断をする場合においても、より慎重に判断するようにしている。

(4) 被害者の供述の信用性判断について

被害者は、犯人以外で、もっとも間近で犯罪を目撃している者である。そして被害者は犯罪被害という非日常的な体験をしていることからその体験は記憶にも残りやすい。また被害者にとって、自らが犯罪被害にあった体験を第三者である警察官、検察官、裁判官に供述することは大変な負担であり、よほどの理由がない限り、嘘の供述をして無実の人を犯人にする危険も少ない。このような理由から、日本においては、被害者の供述は基本的に信用性が高いと考えられている。

一方で、被害者特有の問題として、例えば、被告人と被害者の間に特別の関係があり（男女関係や金銭消費貸借関係）、被害者が被告人を恨みに思っ嘘の供述をして被告人を犯人としてでっちあげる場合や、被害者が真犯人をかばって全く関係のない人を犯人としてでっちあげる場合などがあるため、こういった特別な関係が認められる場合は、被害者の供述について、逆に信用性判断を慎重に行う必要があるとされる。

(5) 第三者による犯人と被告人の同一性に関する供述の信用性について

ア 基本的視点として

被告人が犯人であるかが争われている事件において、その事件の目撃者（犯人が誰であるかまで特定した内容の供述をする者）がいて、その証明力が認められた場合、その証拠価値が非常に高い（その供述でほぼ全てが決まる）ことは容易に想像がつくことである。

一方で、被告人と犯人の同一性を識別する供述については、通常の被害状況の目撃に関する被害者や第三者の供述に比べて、以下の三点について信用性に疑いが生じる可能性があると考えられる。

① 観察内容を記憶し表現することの難しさ

人が自分の知り合いではない人を観察してその人相や体の特徴等を記憶することは非常に難しいとされる。人の人相や身体的特徴等は、言葉で明確に区別して表現することが非常に難しいためである。

② 記憶を一定期間保つことの難しさ

人の記憶は時間と共に薄れていく。その上、ある人とある人の同一性を区別する体験は、日常生活の中で繰り返し行われるため（「あの時のあの人は誰だったっけ？」）、事件を目撃した際の記憶が後の体験によって変わる可能性は高いためである。

③ 区別段階における暗示や誘導の恐れを取り除くことの難しさ

実際に記憶している犯人像が誰であるかを第三者（警察官や検察官）に識別して供述する段階（警察官や検察官から多数の写真を見せられてその中に犯人がいるかを判断するような場合¹⁸）、わずかな暗示や誘導によって、間違った識別をしかねないと言われている（複数の写真を見せられた際に、この写真の中に犯人がいると告げられると、人は実際に自分が見た記憶の犯人がいなくてもその写真の中の人物を犯人として選ぶ可能性があることが指摘されている。）。人は一度犯人と被告人の同一性を承認すると、これに固執してしまい後での修正が難しくなると言われている。

イ 信用性判断における着眼点として

以上の点を踏まえて、被告人と犯人の同一性を判断するにあたっては、上記(1)ア乃至エの視点以外に、①観察が正確にできる状況であったか（目的物までの距離、視力、明るさ、障害物の有無などに加えて、観察対象となった人の人相や身体的特徴で他人と明確に区別できる点がある場合にその点を目撃しているか）、②記憶を正確に保持できる状況にあったか（記憶してから記憶内容を警察官等に説明するまでの間に、途中で、記憶内容が変わってしまうような状況は存在しなかったか）、

¹⁸ いわゆる「写真面割り」である。ラオス警察関係者への聴き取りによれば、ラオスにおいてもこのような捜査技術自体は存在するが、識別時における暗示や誘導の危険を認識し、これを取り除くための工夫まではなされていないようである。

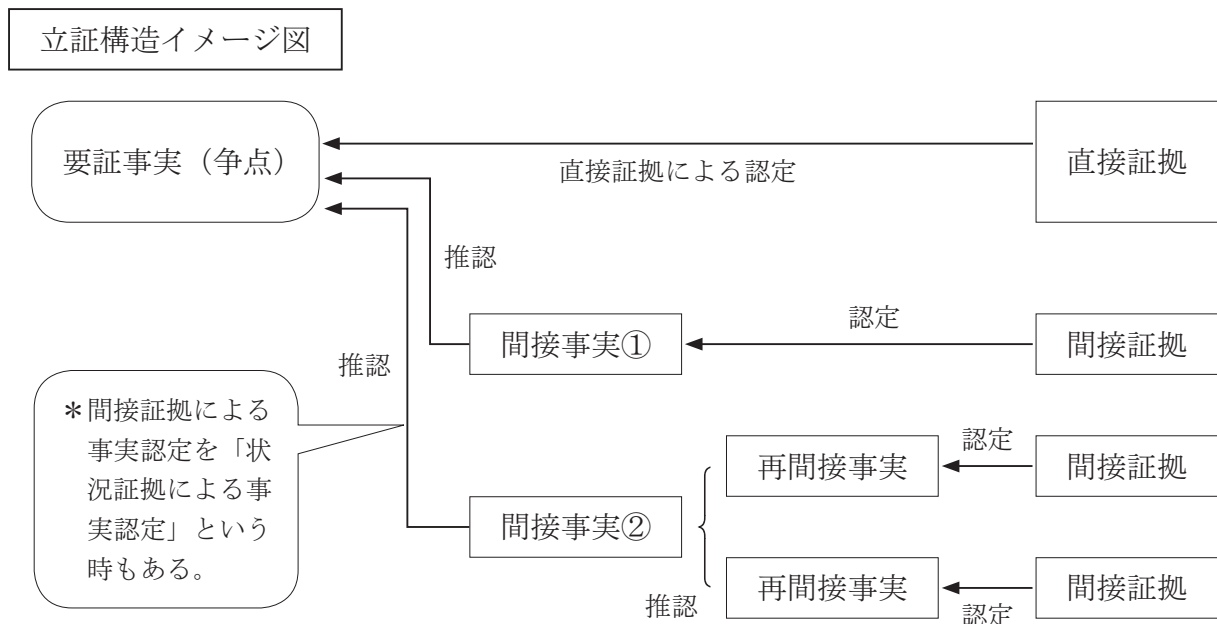
③識別手続が適切に行われたか（暗示や誘導がなかったか）の観点からも，信用性を検討することが求められるとされている。

3 状況証拠による事実の認定について

(1) 状況証拠の意義（定義づけ）

日本では，刑事裁判において，証拠によって必ず証明をしなければならない事実（例えば，被告人と犯人の同一性，被告人による犯行状況等）を「要証事実」という。そして，要証事実を直接証明できる証拠を「直接証拠」（自白，共犯者の供述，被害者の供述，第三者による犯人識別供述等），要証事実を直接証明することはできないが，要証事実の存在を推認させる事実（これを日本では「間接事実」という）を証明する証拠を「間接証拠」（殺人の犯行現場に落ちていたナイフから被告人の指紋を採取したことに関する指紋鑑定等）という。そして，日本では，要証事実について，直接証拠ではなく間接証拠及び間接事実によって認定をする場合を「状況証拠」による事実認定ともいう（間接事実による事実認定と同じ意味である。）。

「状況証拠による事実認定」とは，例えば，目撃者のいない殺人事件において被告人と犯人の同一性について，被告人に恨みをもつものがいるか，被告人を殺害した凶器を所持していたものは誰かなどといった事実から推認していく作業を指す。



(2) 状況証拠による事実認定の重要性

日本では，以下の理由から，状況証拠による事実認定は重要であり，法曹三者がこのような考えに基づく事実認定手法を理解する必要があるとされる。すなわち，①犯罪が巧妙化し秘密裏に行われることが多くなった現代においては，自白や目撃者の供述などの直接証拠を収集できない事件が増えていること，②自白や共犯者の供述などが収集できた直接証拠による立証が可能となる事件においても，仮にその直接証拠の

信用性が争われた場合（供述の信用性が問題となった場合）、これらの供述証拠以外の証拠から認定できる各種の間接事実とこれらの供述証拠を照らし合わせて（供述証拠の信用性検討の視点の一つである他の客観的証拠との整合性〈信用性検討視点ア〉）、要証事実の証明が十分かを検討することができること、などがその理由である。

そして、日本における「状況証拠による事実認定の重要性」と考えられる理由は、ラオスにおいても当てはまるものとする。すなわち、ラオスにおいても、状況証拠による事実認定は重要であり、法曹三者が理解する必要がある。

(3) 状況証拠による事実認定の基本的な考え方

日本において、状況証拠による事実認定がもっとも問題となるのは、被告人と犯人の同一性が争われる場合である。

状況証拠による事実認定作業とは、ある間接証拠からある間接事実を認定し、認定された間接事実から要証事実を推認するという作業を繰り返すことである。一つの間接事実から要証事実が認定されるということは通常あり得ないために、複数の間接事実を総合的に検討し、論理法則や経験則に照らして、結果要証事実を認定することができるかという検討作業をすることになるのである。もっとも、個々の事案ごとに適用すべき論理法則や経験則が一義的に決めることができないために、間接事実を総合判断した結果要証事実を推認できるかを確定させる作業は極めて難しい作業となり、複数の間接事実を検討した結果、要証事実を推認できないと判断する場合もあれば、推認できると判断する場合もある。この判断の分水嶺となるのが、日本では、間接事実による立証の程度が、「合理的な疑いをさしはさむ余地がない程度まで立証されていると言えるか」、すなわち、反対事実（例えば被告人以外が犯人であること等）が存在する疑いを全く残さないというものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があったとしても、健全な社会常識に照らしてその疑いに合理性がないと一般的に判断される場合と言えるか、と考えられている。もっとも、このような一応の基準を持っている日本においても、状況証拠による事実認定が可能な場合と可能でない場合を一義的に決めることができない。各事実認定者は、事実認定に関する基本的な考えを理解した上で、個々の証拠を適切に評価して事実を推認する作業を行う一方で、その作業の際には過去の積み重ね（判例の蓄積）も参考にして、その限界がどこにあるのかも考えながら、最終的な判断（要証事実が認定できるかどうか）を行っている。

そのため、ラオスにおいても、今後、まずはこのような状況証拠による事実認定の意義、重要性、基本的な考え方を浸透させ、個々の事例を積み上げてその限界がどこにあるかを探っていく作業をしていく必要があると考える。このような作業を行うにあたり、日本においては、各種事例の積み上げの結果、状況証拠による事実認定において類型化が可能となったものが存在するので、その一部を紹介する。

(4) 盗品の近接所持による窃盗犯人の認定

窃盗事件（空き巣、すり等）は、日本では、自白や共犯者の供述を除いて、目撃者

などの直接証拠が少ない事件の一つである。

日本では、このような窃盗事件について、①被告人が盗品を犯行と近接した時間・場所で所持していた事実、②所持していた理由について合理的な説明ができない事実によって、被告人と窃盗犯人が同一であることを推認することが可能となる場合がある¹⁹とされている。このような推認が可能となる理由としては、主に、①被害品を犯行場所に近い場所で犯行時間に近い時刻に所持しているのは、所持者が犯人であることを示す大きな事実であること、また、②被告人は現に被害品を所持していたわけであるから、仮に自分が窃盗犯人でないのであれば、被害品を所持していた理由を合理的に説明できるのが普通であるところ、この点を被告人が説明できないということであれば、それは被告人自らが窃盗犯人であることを隠しているがために合理的な説明をしないということが言えることが、その理由とされている。

(5) 主観的要素（殺意、薬物の認識等）の認定

犯罪の主観的要素は、人の内心面のため自白以外に直接証拠は存在しない。そのため、仮に主観的要素が争われた場合（被告人が否認し、自白が存在しない場合）、状況証拠による事実認定を行うことになる。

日本でも、例えば殺人事件（未遂事件を含む）において殺意が争われた場合、薬物事件において薬物の認識が争われた場合が多数存在するが、その際は個々の事案ごとに状況証拠による事実認定を行い、その結果、例えば殺意であれば、①犯行の態様（凶器の種類・形状・用法、傷の部位、程度）、②犯行の背景、動機、③犯行後の被告人の言動などの各種視点から、被告人に犯行当時、殺意があったと認められるかを判断している。同様に、日本では、薬物の認識についても、①薬物の形、②薬物の所持・運搬形態、③犯行の背景、動機、④薬物発見時の被告人の言動などの視点から、被告人に犯行当時、摂取、所持、運搬等している物について薬物であることの認識があったと認められるかを判断している。

日本においてはこれらの事件の判例の蓄積、その分析の結果、上記のような視点が確立していったことから、ラオスにおいても、この種の事案の判例の蓄積、分析が今後必要となると考える。

¹⁹ 例えば、2018年9月7日午後1時にパトゥーサイで発生したAの財布の窃盗事件について、同日午後3時にBがパトゥーサイから1キロメートル程度離れたタラートサオで持っていた事実及びBがAの財布を所持していた理由について嘘をついていたことによって、BがAに対する窃盗事件の犯人であることを推認することである。

直接証拠がない窃盗事件における被告人と犯人の同一性の立証（案）

第1 問題文

Aは、2018年2月5日、ビエンチャン首都のパトゥーサイ近くのB宅内からB所有の腕時計1個（400万キップ相当）を盗んだ疑いで、2018年10月5日、ビエンチャン首都のタートルアン近くにあるAの家で逮捕され、その後、起訴された。

この事件で、検察側が、Aが本件の犯人であることを証明する証拠として主張した証拠は、①Aが自宅（A宅）内で被害品であるBの腕時計を所持していたこと、②Aが腕時計の購入先について裏付けができない弁解をしていること（2018年1月中旬、タラートサオで声をかけてきた見知らぬ男性から、200万キップで購入した）、③Aが、逮捕前に、友人に対し、腕時計の入手先について虚偽の説明をしていること（Aは、2018年8月頃、友人Cに対し、腕時計を示した上で「この腕時計は、2018年7月に、ビエンチャンセンター内の時計屋において400万キップで購入した。」と説明していたが、ビエンチャンセンター内の時計屋では当該時計は販売されていなかった。）、④Aが、逮捕された2018年10月5日、自宅（A宅）内に、ドライバーや手袋を所持しており、犯行現場であるB宅に残っていた手袋の跡がAの所持していた手袋の跡と似ていたこと（手袋の跡の鑑定を行った鑑定人が、現場の手袋の跡について、Aが所持していた手袋を使ったことで残った可能性は70%程度と説明。なお、Aが持っていた手袋自体はミニマートなどで購入できる一般的なもの）、⑤Aには、約20年前に、他人の家から宝石を盗んだ前科があった。

あなたは、本件でAを有罪（Aが窃盗犯人）であると判断できるか。理由と共に説明してください。

第2 解答例

1 身に着けるべき理論（近接所持の理論，theory of proximate possession）

窃盗事件が発生した時点と近接した時点で、盗品を所持していた人について、盗品の入手状況について合理的な弁解をしない限り、窃盗の犯人と推定できる。なぜなら、窃盗被害の発生直後であれば、被害品は窃盗犯人の手元に残っている可能性が高いといえる。また、窃盗被害発生直後の時期であれば、窃盗以外の方法で被害品を入手した者は、自己が窃盗品を入手した経緯を具体的に説明し、容易に立証できるともいえる。

2 本件でAを有罪と判断する場合

Aは、事件発生から8か月後に被害現場から約5キロメートル離れた自宅（A宅）で被害品の時計を所持しており、窃盗品を被害日時と近接した日時に被害場所と近接した場所において所持していた。そして、Aは、被害品である時計の入手経路について、裏付けのとれない説明（自らが窃盗犯人でないことを証明できない説明）をしているだけ

でなく、友人に対し嘘の説明までした。そして、自宅（A宅）からは、Aが本件の窃盗事件の際に利用したと考えると矛盾しない手袋が発見された。また、Aには、過去に、本件窃盗事件と似た内容の前科がある。

これらの事情を全て考慮すると、Aが犯人であるといえる。

3 Aを有罪と判断しない場合（Aを無罪と判断する場合）

まず、Aが自宅（A宅）で被害品の時計を所持していたのは、被害発生から8か月後であり、被害品を近接した日時に所持していたとは言えない。そうである以上、Aが、入手経路について裏付けできない説明（無実を証明する説明）ができなかったとしてもおかしいとまでは言えず、また、そのことでAが窃盗犯人と推認できるなどとも言えない。さらに、Aが、友人Cに被害品の入手経路について虚偽の説明をしていたことについても、そもそもAには友人であるCに真実の入手経路を説明する必要（義務）はない上に、Aが述べるとおりに、実際にAがタラートサオで見知らぬ男から本件被害品の時計を入手したのであれば、その事実を知られたくないと考え（見栄を張るために）、友人Cに入手経路について嘘の説明をすることは十分に考えられる。また、自宅（A宅）からB宅に残っていた手袋の跡と矛盾しない手袋が発見されたとしても、B宅に残された手袋の跡とAの手袋が一致する可能性自体が7割にとどまるうえに、自宅（A宅）から手袋が発見されたのが窃盗被害の8か月後であり手袋自体も同種のもをA以外の多数が所持していることから、B宅の手袋の跡とAの手袋が矛盾しないことではAを犯人と推認するには弱い。また、Aが、20年前に同種の窃盗事件を犯した前科があるとしても、Aがその後再び同種の犯罪に及ぶことを推認するものではない。

以上の理由から、本件では検察官が有罪の理由と挙げている証拠は、Aを有罪と推認する証拠とならない、又は、推認する証拠としては弱いものである。よって、これらの証拠をもってAを有罪と判断することはできない。つまり、本件では、Aが被害品の時計を所持し、時計の入手経緯について納得しがたい弁解をしていることなどから、Aが犯人である疑いは全くないとはいえないが、被害品の時計は、被害者が盗難にあつてから8か月後に発見されているのであることを考慮すると、Aが所有者であるB以外の誰かから買い受けた（B宅から盗んだのではない）との弁解も全くあり得ないとはいえず、Aを犯人とするには大きな疑いが残る。